



平成21年1月16日

各位

会社名 ナトコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 粕谷忠晴
(JASDAQ・コード4627)
問合せ先
役職・氏名 取締役副社長 粕谷健次
電 話 0561-32-2285

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年12月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年1月28日開催予定の第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ①「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されます。これに伴い、当社の定款上不要となります株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、付則に所要の規定を設けるものであります。
- ②取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議により、会社に対する責任を合理的な範囲に軽減できる旨を定めるものであります(変更案第24条第1項及び第34条第1項)。また、独立性の高い社外の優秀な人材を迎えられるよう、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めるものであります(変更案第24条第2項及び第34条第2項)。
- ③その他、上記各変更に伴う条数の変更に加え、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成21年1月28日(水)
効力発生日 平成21年1月28日(水)

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>第9条 (株券の発行)</u></p> <p><u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第<u>10</u>条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿ならびに株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第<u>11</u>条 (株式取扱規定)</p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第<u>12</u>条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年10月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第<u>13</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>14</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>15</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>16</u>条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第<u>9</u>条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第<u>10</u>条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第<u>11</u>条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年10月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第<u>12</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>13</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>14</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>15</u>条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>第 18 条 (条文省略)</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (取締役の責任免除)</p> <p><u>当社は、取締役 (取締役であった者を含む。)</u> <u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ</u> <u>重大な過失がない場合は、取締役会の決議をも</u> <u>って、法令の定める限度額の範囲内で、その責任</u> <u>を免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、社外取締役との間で、社外取締役の会</u> <u>社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重</u> <u>大な過失がない場合は、法令で定める額を限度と</u> <u>して責任を負担する契約を締結することができ</u> <u>る。</u></p> <p>第 34 条 (監査役の責任免除)</p> <p><u>当社は、監査役 (監査役であった者を含む。)</u> <u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ</u> <u>重大な過失がない場合は、取締役会の決議をも</u> <u>って、法令の定める限度額の範囲内で、その責任</u> <u>を免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、社外監査役との間で、社外監査役の会</u> <u>社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重</u> <u>大な過失がない場合は、法令が定める額を限度と</u> <u>して責任を負担する契約を締結することができ</u> <u>る。</u></p>
<p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>第 35 条 (条文省略)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>第 43 条 (現行どおり)</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き</u> <u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを</u> <u>株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱</u> <u>わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有</u> <u>効とし、同日の経過をもって前条および本条を削</u> <u>除するものとする。</u></p>